

各位

三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～業界初、危険品の国際海上輸送における賠償リスクを補償～  
**「危険品輸送賠償責任保険」の販売開始について**

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）は、今般、危険品の国際海上輸送における荷送人の賠償リスクを総合的に補償する「危険品輸送賠償責任保険」を開発し、本日から、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：鈴木 久仁）と共同で販売を開始します。

2015年8月に発生した中国・天津港での爆発事故を契機に、引火性・爆発性のある危険品の輸送および保管リスクに対する関心が高まっています。加えて、今後予定されている商法改正等により、荷送人は運送人に対して、「輸送する貨物が危険品であること」などを通知する義務を負うことが明確化される見通しであり、適切な通知を行わなかった場合、高額な賠償請求を受ける可能性もあります。そこで、化学品メーカーや商社等のお客さまを対象に、荷送人の賠償リスクを広範にカバーする新商品を開発しました。

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、今後も、多様化するお客さまニーズに応える商品・サービスを提供していきます。

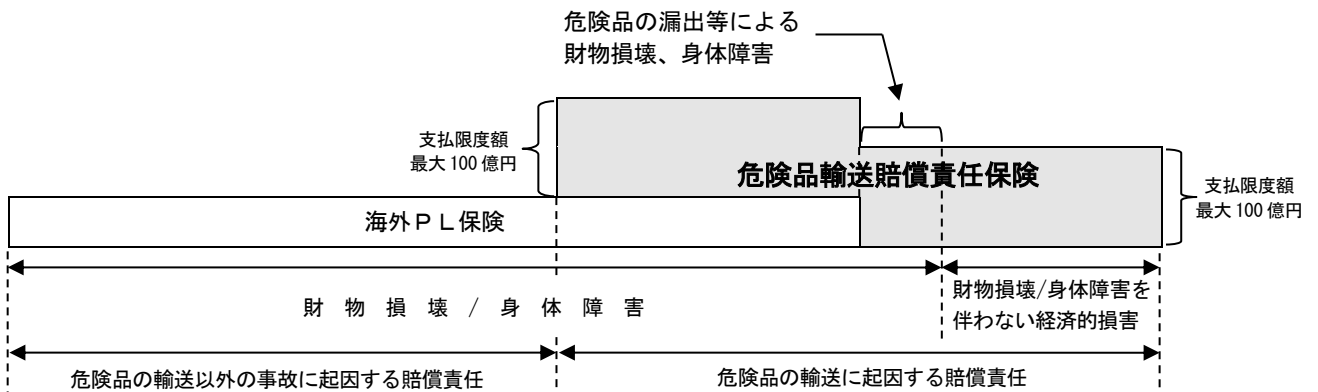
**1. 「危険品輸送賠償責任保険」の特長**

(1) 危険品の輸送に起因する賠償責任を総合的に補償

本商品では、危険品の漏出を原因とする賠償責任、財物損壊や身体障害を伴わない経済的損害に対する賠償責任など、海外生産物賠償責任保険（以下「海外PL保険」）等では補償されない損害を含め、危険品の国際海上輸送に伴う賠償リスクを総合的に補償します。

(2) 海外PL保険等の上乗せ補償として活用可能

海外PL保険等でも補償されるリスクに対しては、本商品を上乗せ補償として活用いただけます。船舶の大型化に伴い、輸送中の事故による損害は高額化する傾向にあります。危険品輸送を取り巻く賠償リスクについて、特に手厚い補償を希望されるお客さまのニーズに対応します。



(3) 加入しやすい保険料

補償範囲を危険品の輸送に限定することにより、加入しやすい保険料水準を実現しています。保険料は、お客さまが取り扱う危険品の輸送額、輸送区間、支払限度額等に応じて決定します。

【年間保険料例】 ※ご契約時の保険料は補償プランや物流の実態に応じて異なります。

- |                                     |                                      |  |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 業種：化学品製造業  | <input type="checkbox"/> 年間輸送額：100億円 | <input type="checkbox"/> 輸送区間：日本～アジア地域全般 |
| <input type="checkbox"/> 支払限度額：10億円 | ⇒年間保険料：約180万円                        |  |

**2. 開発の背景**

化学品メーカーや商社、運送契約上の荷送人となるフォワーダー（※）等の事業者において、賠償リスクに備えるニーズが高まっていることから、本商品を開発しました。

※荷主から運送を受託し、船舶等、他の運送事業者の輸送手段を利用して貨物を輸送する国際物流事業者をいいます。

- (1) 中国・天津港での爆発事故  
2015年8月に発生した中国・天津港の爆発事故では、多くの人的損害のほか、周囲の建物や貨物にも甚大な損害が発生し、危険品の火災・爆発事故の影響の大きさに注目が集まっています。
- (2) 商法改正による運送人への通知義務・賠償責任の明確化  
今後予定されている商法（運送・海商関連）改正では、危険品の輸送時に、荷送人が運送人等に対して、輸送品が危険品である事実、安全に輸送するために必要な情報等を通知する義務および賠償責任が明確化される見通しであり、荷送人のリスクに対する関心が高まっています。
- (3) コンテナ船等の大型化による損害の高額化傾向  
輸送効率の向上を目的にコンテナ船等の大型化が進み、火災・爆発等の事故が発生した際の損害は高額化する傾向にあり、そうしたリスクに備えるニーズが高まっています。

以 上

添付別紙：「危険品輸送賠償責任保険」の概要

## 「危険品輸送賠償責任保険」の概要

## 1. 対象事業者

- (1) 化学品製造業等、危険品を製造する事業者
- (2) 化学品専門商社や総合商社等、危険品を取り扱う事業者
- (3) フォワーダー等、利用運送人として運送契約上の荷送人となる事業者

## 2. 補償内容

保険の対象	国際海上輸送される危険品													
保険契約期間	1年間													
保険金をお支払いする損害	<p>運送人に対して、輸送品が危険品である事実や、安全に輸送するために必要な情報等を適切に通知しなかったことにより、運送人およびその他の第三者へ法律上の賠償責任を負うことで被る損害を補償します。</p> <p><b>【保険金をお支払いする主な損害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 船舶その他の輸送用具および港湾設備に生じた損害に対する賠償責任</li> <li>② 同一船舶に積載され事故に巻き込まれた他人の貨物の損害に対する賠償責任</li> <li>③ 事故に巻き込まれた他人の身体障害に対する賠償責任</li> <li>④ 船骸撤去費用に対する賠償責任</li> <li>⑤ 政府、港湾当局、その他公的機関の指示に基づき損害回避または軽減のために実施された強制荷卸し、安全措置対策等の費用に対する賠償責任</li> </ul> <p><b>【海外PL保険等との主な補償内容の違い】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>危険品輸送 賠償責任保険</th> <th>海外PL保険等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①危険品の漏出による他人の財物 損壊・身体障害に対する賠償責任</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>②爆発等、危険品の漏出以外の事故 による他人の財物損壊・身体障害 に対する賠償責任</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>③財物損壊・身体障害を伴わない経 済的損害に対する賠償責任</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>			危険品輸送 賠償責任保険	海外PL保険等	①危険品の漏出による他人の財物 損壊・身体障害に対する賠償責任	○	×	②爆発等、危険品の漏出以外の事故 による他人の財物損壊・身体障害 に対する賠償責任	○	○	③財物損壊・身体障害を伴わない経 済的損害に対する賠償責任	○	×
	危険品輸送 賠償責任保険	海外PL保険等												
①危険品の漏出による他人の財物 損壊・身体障害に対する賠償責任	○	×												
②爆発等、危険品の漏出以外の事故 による他人の財物損壊・身体障害 に対する賠償責任	○	○												
③財物損壊・身体障害を伴わない経 済的損害に対する賠償責任	○	×												
支払限度額	10億円から100億円の範囲で設定													

以上